

4 月上旬号
2016 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际信息广场网页。

2016 年度の国民年金保険料毎月为: 16,260 日元

平成28年度の国民年金保険料は、月額16,260円です

<h3>交付个人编号卡</h3>	<h3>マイナンバーカード交付</h3>
<p>收到个人编号卡交付通知书后, 请电话或是在市政府网页上预约, 然后去「个人编号通知卡交付窗口」领取。</p>	<p>マイナンバーカードの交付通知書が届いたら電話または市ウェブサイトですべて予約し、マイナンバーカード交付窓口で受け取ってください。</p>
<p>询问处: 市政府个人编号电话咨询中心 平日 9:00~17:30 第 4 个周六 9:00~12:00 TEL 0570-078-506 問合先: 市マイナンバーコールセンター 平日 9:00~17:30 第 4 土曜日 9:00~12:00 TEL:0570-078-506</p>	

<h3>可以申请就学援助费</h3>	<h3>就学費用を援助します</h3>
<p>以因经济方面的理由不能使孩子接受义务教育的保护者为对象, 经过收入所得等审查后可以得到部份就学援助费。</p> <p>◇申请方法: 4 月上旬开始可去各所在学校领取申请表, 填写必要事项后在 4 月 8 日(周五)~4 月 28 日(周四)之间向所在学校(小・中学都有在校生时只需在任何一处即可)或是直接递交到学事课。</p>	<p>経済的な理由で、子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者を対象に、所得などを審査のうえ就学費用の一部を援助します。</p> <p>◇申込方法: 4 月上旬から各学校で配布される申請書に必要な事項を書いて、通学している学校(小・中学校それぞれに子どもが通学している場合はどちらか一方)または学事課へ 4 月 8 日(金)~4 月 28 日(木)に直接提出してください。</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問合先: 学事課</p>

<h3>可以借贷奖学金</h3>	<h3>奨学金をお貸します</h3>
<p>居住在本市, 由于经济方面等原因, 对在校学习发生困难的人, 经过调查评审后可借贷奖学金。</p> <p>【高中、高等专门学校(1~3 年级)】 50 名左右 贷款额(月額): 国・公立=8,000 日元 / 私立=13,000 日元</p> <p>【高等专门学校(4・5 年级)、短期大学、大学】 20 名左右 贷款额(月額): 国・公立=14,000 日元 / 私立=17,000 日元</p> <p>◇申请方法: 请去学事课或在行政服务中心领取报名表、推荐记录书, 然后准备好所需资料从 4 月 8 日(周五)开始在学校所指定的期限之前递交到在读学校。</p>	<p>市内に住んでいて、経済的な理由で学校での勉学に不安のある方を対象に、選考のうえ奨学金をお貸します。</p> <p>【高校、高等専門学校(1~3 年生)】 50 名程度 貸付金額(月額): 国・公立=8,000 円 / 私立=13,000 円</p> <p>【高等専門学校(4・5 年生)、短期大学、大学】 20 名程度 貸付金額(月額): 国・公立=14,000 円 / 私立=17,000 円</p> <p>◇申込方法 学事課または行政サービスセンターにある願書、推薦調書に必要書類を添えて、4 月 8 日(金)から在学している学校が指定する期日までに学校へ提出。</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問合先: 学事課</p>



<p>(特別)児童抚养津贴费金额变更通知</p>	<p>とくべつ じどうふようてあてがく か (特別)児童抚养手当額が変わります</p>
<p>4月開始分別修改了児童抚养津贴及特別児童抚养津贴的金额。</p> <p>【児童抚养津贴费】</p> <p>△全部支付=4万2330日元 △部分支付=9990日元～4万2320日元 ※另外，加算額没有变更。</p> <p>【特別児童抚养津贴费】</p> <p>每个人</p> <p>△1级=5万1500日元 △2级=3万4300日元</p>	<p>がつぶん じどうふようてあて とくべつじどうふようてあて がく かいてい 4月分から児童抚养手当と特別児童抚养手当の額がそれぞれ改定されます。</p> <p>じどうふようてあて 【児童抚养手当】</p> <p>ぜんぶしきゅう まん えん △全部支給=4万2330円 いちぶしきゅう えん まん えん △一部支給=9990円～4万2320円</p> <p>※なお、加算額に変更はありません。</p> <p>とくべつじどうふようてあて 【特別児童抚养手当】</p> <p>ひとり 一人につき</p> <p>きゅう まん えん △1級=5万1500円 きゅう まん えん △2級=3万4300円</p>
<p>询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわせさき こくみんねんきんか 問合先:国民年金課</p>

<p>请在迁入本市或从公司辞职后的14日之内办理加入国民健康保险申请手续</p> <p>こくほかにゆう とどけで てんにゆう かいしゃ や じゅうよっかいない 国保加入の届出は、転入や会社を辞めてから14日以内に</p>	
<p>如果从公司辞职后失去了社会保险资格时或是从其他市町村迁入本市时，以及丧失领取生活保护资格时，请务必在14日之内提出加入国民健康保险的申请。超过14日之后办理时，因为是从加入之日起开始适用保险，在没有保险证期间的医疗费必须自己全额负担。</p> <p>但是，即使是延迟加入保险，也必须从丧失保险资格日开始追缴最多2年的保险费。详细内容请咨询。</p>	<p>かいしゃ や しゃかいほけん しかく たしちようそん 会社を辞めて社会保险の資格がなくなったときや他市町村から てんにゆう せいかつほごう こくほ 転入してきたとき、生活保護を受けなくなったときは、国保 かにゆう とどけで かなら じゅうよっかいない じゅうよっか す 加入の届出を必ず14日以内にしてください。14日を過ぎ ると届出日からの給付となり、保険証のない期間の医療費は とどけでび きゅうふ ほけんしょう きかん いりょうひ 全額自己負担になります。</p> <p>ぜんがくじこふたん なお、かにゆうとどけ おく ほけんりょう いぜんかにゆう けんこうほけん なお、加入届が遅れても保険料は以前加入していた健康保 しかく ひ さかのぼ さいだい ねんかんぶん しはら 険の資格がなくなった日まで遡り、最大2年間分を支払わなけれ ばなりません。詳しい内容はお問合せください。</p>
<p>询问处:資格给付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせさき しかくきゅうふか 問合先:資格给付課</p>

<p>回收不用的小型家电</p>	<p>しょうずみこがたかでん かいしゅう 使用済小型家電の回収</p>
<p>市政府为了推进资源化，实施回收使用完毕的小型家电。请协助回收家里不用的小型家电。另外，可以回收的小型家电限定是能够放进投入口(20cm×30cm)，并且是不包含个人信息的东西。</p> <p>※有关对象品种、回收箱的设置场所请参阅市政府网页，或是向下记询问处咨询。</p>	<p>しでは、しげんか すいしん しょうずみこがたかでん かいしゅう じっし 市では、資源化を推進するため、使用済小型家電の回収を実施し かてい ふよう こがたかでん かいしゅう きよりよく ています。家庭で不要になった小型家電の回収にご協力ください。 かいしゅう こがたかでん かいしゅう どうにゆうぐち なお、回収する小型家電は、回収ボックスの投入口(20cm×30cm) はい こじんじょうほう ふく かぎ に入るもので、個人情報が含まれないものに限りです。 たいしゅうひんもく かいしゅう さかのぼしよ し ※対象品目や回収ボックス設置場所は市ウェブサイトをご覧ください かき といあわ ただくか、下記までお問合せください。</p>
<p>询问处:循环社会推進課 TEL 06-4309-3199 / FAX 06-4309-3818</p>	<p>といあわせさき じゅんかんしゃかいすいしんか 問合先:循環社会推進課</p>

<p>市立综合病院</p>	<p>しりつそうごうびょういん 市立総合病院</p>
<p>从2016年4月1日开始，没有介绍信第一次去市立综合病院时的初诊费按下记所示更改。请给予理解和协助。</p> <p>△医科:5000日元 △牙科:3000日元</p>	<p>へいせい ねん がついついたち しりつそうごうびょういん しょうかいじょう 平成28年4月1日から市立総合病院において、紹介状なしでの しよしん きんがく か き かいせい 初診の金額を下記のとおり改正します。 りかい きよりよく ねが 理解と協力をお願いします。</p> <p>い か えん △医科:5000円 し か えん △歯科:3000円</p>
<p>询问处:市立综合病院医事課 TEL 06-6781-5101 / FAX 06-6781-2194</p>	<p>といあわせさき しりつそうごうびょういん いじか 問合先:市立総合病院医事課</p>

